

社協だより



2022.11.1
No. 105

- ・共同募金特集号
- ・赤い羽根ピンバッジデザイン募集します
- ・除雪サービス紹介 ほか

本誌は赤い羽根共同募金の配分金で発行されています。



10月1日 赤い羽根共同募金運動が始まりました

全国一斉・赤い羽根共同募金は、10月1日から翌年3月31日まで
増毛町内限定・歳末たすけあい運動は、12月1日から31日までの31日間

編集発行：社会福祉法人 増毛町社会福祉協議会

〒077-0224 増毛町南畠中町2丁目27番地1 老人福祉センター内

☎0164-53-3600 FAX 0164-53-3602

E-mail : masikeshakyo@gray.plala.or.jp

社協ホームページ：増毛町ホームページのリンクからご覧下さい。

印刷：有限会社 弘版

元気をあげたり、もらったり。 みなさまのご協力をお願いします。



今年も10月1日から赤い羽根共同募金運動が始まりました。全国各地の街角で「募金お願いします。」の声が響きます。この運動は1947年、今から75年も前に市民が中心となり始まったものです。戦後復興の一助として被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、社会福祉法に基づき、地域福祉推進のため活用されてきました。

刻々と変化する社会で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する「じぶんの町を良くするしくみ」として取り組まれます。

赤い羽根共同募金

共同募金は10月1日から翌年の3月31日まで全国一斉に行われます。増毛町では町内会からのご寄付をいただくほか、篤志者による小銭募金も受け付けています。初日は社協役員による街頭募金を行い、職場や学校での募金など幅広い活動が行われています。町のキャラクターを象ったご当地ピンバッジによる募金も受付けています。

多くのみなさまにご協力いただく募金活動をこれからよりよくお願いします。お寄せいただいた募金は、来年北海道内で予定される地域福祉の各種事業費用として集められることから、地域ごとに目標額を定めて運動が進められます。



○あなたの町をよくするしくみ

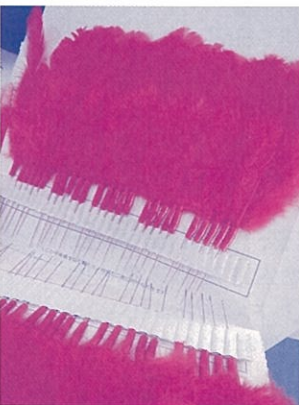
増毛町内で集められたご寄付の約7割は、左ページに記載された社会福祉協議会が行う事業に使われます。また、募金事業の事務経費としても使われています。

○北海道内の社会福祉活動に

道内の広域事業として、①福祉活動に直接関係する車両・機器・備品の購入、②社会福祉施設の補修、③障がい者や高齢者などに対するサービス提供や支援活動に掛かる会議や研修事業、④共同募金をPRする資材の作成費に使われています。

○災害準備金

募金額の一部(約3%)を積立て、道内で発生する災害のため、被災地でのボランティア活動支援の経費に充てられるものです。大規模災害の時には、全国で拠出し合って被災地支援を行います。



災害義援金

災害義援金は、被災された方々への見舞金や当面の生活支援資金として活用されます。

増毛町では、日本赤十字増毛町分区が中心となった募金活動を行っています。共同募金会でも義援金の受付をします。お寄せいただいた義援金は、中央共同募金会から被災した都道府県の義援金配分委員会を通じて被災された皆さまへ見舞金としてお渡しします。

災害対応の機材を

揃え始めました

災害発生時には、どこにどうやって避難するのかなど、わからないことが多いものです。

増毛は災害の少ない地域だと思われてきましたが、いづどんなことが起こるのか、予測できないのが近頃の災害です。社会福祉協議会では、被災地の事例から災害ボランティアについて学び、老人福祉センターを避難所として活用できるように、少しずつですが機材整備を進めています。

令和2年度の共同募金配分金から、発電機1台と炊飯ジャー2台（一升・二升炊き）を購入しています。



12月は増毛町内の 歳末たすけあい運動



歳末たすけあい運動の募金は、歳末見舞金とおせち料理・クリスマスケーキ配布事業などに使わせていただきます。

見舞金は、高齢などの生活困窮世帯や在宅の障がい者世帯、ひとり親世帯などに民生委員や社協役員を通して贈られます。配布先は、社協役員による配分委員会に諮り決定されます。

昨年の配布実績は、見舞金として30件73万5千円、手をつなぐ親の会を通じたケーキプレゼントは15件4万円、おせち料理サービスには105件35万円が使われています。

年末のおせち料理や クリスマスケーキの プレゼント

歳末たすけあい運動は、増毛町独自のものとして12月1日から31日までの1か月間行われます。町内会からのご寄付、篤志者寄付などを受け付けています。また、社協役員が町内を歩き、企業や商店のみなさんから募金協力もいただいています。

お寄せいただいた募金は、歳末見舞金やおせち料理配布事業など、全て増毛町内で使われます。



家のまわりに積もった雪 除雪サービス

【ご利用できる方は…】

当該年度の町民税が非課税の除雪困難な世帯で、65歳以上のみの世帯。ほかに特別に認める場合もありますので、ご相談ください。

家のまわりに積もった雪。このままじゃ家がつぶれちゃう。そんな心配をされている方への除雪サービスです。屋根の雪下ろし、緊急時のための避難口の確保、窓や軒下の除雪など、安全な暮らしを守るためのものです。日常的に行う除雪とは違いますのでご注意ください。

(連絡先 社会福祉協議会 TEL53-3600)

生活・仕事相談会のご案内

自立相談支援事業所 るもい生活あんしんセンターによる「生活・仕事相談会」が開かれています。誰にも相談できず困っていることがあれば、まずは電話してみてください。予約制で相談は無料です。夜間や休日の相談会も予定されていますので詳しくは同センターへ。

☎ 0164-56-1616

✉ anshin@rumoi8.hokkaido.jp

除雪機をお貸しします。

個人・グループ及び町内会などボランティア除雪を行う方に、除雪機を貸し出します。また、運搬用の軽トラックも貸し出します。

社会福祉協議会にお問い合わせください。

増毛町社協 ピンバッジ募金にご協力ください



毎年異なるデザインで人気のご当地赤い羽根ピンバッジ。今年のデザインは、宝船のマーシーくんです。

1個500円で制作費を除く半額が地元社協への募金となります。皆さまのご協力をお願いします。

少量でも 捨てずに社協へ



小さなリングプルも集まれば車いすを手に入れることができます。

皆さんのコツコツを社会福祉協議会へお寄せください。回収できるリングプルはアルミ製のみです。



増毛町社会福祉協議会

会員募集

増毛町社会福祉協議会は、社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を確実に効果的に、そして適正に行うため経営基盤の強化を進めています。

皆さんとともに地域の福祉や生活の課題解決に取り組み、支援を必要とする人に無料または低額な料金で福祉サービスを提供します。

社会福祉協議会は、町からの補助金のほか、一般会員・特別会員・賛助会員の会費により運営されています。

年会費 ◎一般会費(一口) 500円
◎特別会費(一口) 2,000円
◎賛助会費(一口) 10,000円

新型コロナウイルス感染症対策で大きく変わった暮らし。ワクチン接種でどこまで自由が取り戻せるのか、不安は消えませんが、そんな中、今年も募金運動が始まっています。厳しい時こそ助けあいの気持ちで大切に、暖かく心豊かに冬を迎えましょう。



ピンバッジデザインを募集します

これまでは事務局で考案していましたが、2023年版から町民みなさんから公募します。

詳しくは次回の社協だより106号でお知らせします。

編集後記

山の紅葉も終わり、いよいよ雪の季節到来。長引く燃料の高騰に暖房費をどうしようかと悩まれるご家庭も多いのではないのでしょうか。